

仙台市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る基準運用指針

(平成 26 年 5 月 19 日健康福祉局長決裁)

第 1. 趣旨

仙台市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年仙台市条例第 63 号。以下「条例」という。）第二条に定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「養護老人ホーム基準」という。）の運用については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号・以下「養護老人ホーム解釈通知」という。）、第三条に定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）の運用については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号・以下「特別養護老人ホーム解釈通知」という。）その他の国が示す関係規定に定めるもののほか、この指針の定めるところによる。

第 2. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する生活相談員の資格

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する生活相談員については、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）第 5 条第 2 項及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定めているところであるが、同項に規定する「社会福祉法第 19 条第 1 項各号に掲げる者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とは次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号に規定する指定施設において通算して 3 年以上相談援助、看護又は介護の業務に従事した経験のある者

附 則

この指針は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。